

全国自死遺族連絡会の会員から寄せられた情報、非会員自死遺族による「自死遺族の二次被害相談センター」への相談等を、まとめたものです。

1. 賃貸住宅の損害賠償

問題点と提起	<p>自死が賃貸住宅内で起こった場合、遺族に対し不当な損害賠償請求がなされる場合が多い。お祓い料、過度の修繕費や家賃補償など。背景には、自死を自由意志の基づく「身勝手な死」また「穢れた死」とする偏見、それを是認する司法判断がある。ただし現状では、貸主が経済的不利益を被るという問題もある。</p> <p>自死遺族等の「名誉及び生活の平穩」を「不当に侵害することのないよう」（自殺対策基本法第7条）、立法や裁判外紛争解決手段の設置、自動車の自賠責保険のような損害保険（民間では既に商品化されている）制度による対応が必要である。</p>
--------	--

事例

No	時期	地域	概要
1-1	2008年3月	東京	<p>東京で大学に通う20歳の一人娘がアパートで自死。父親（仙台）が保証人。20歳の誕生日に連絡が取れなくなり、すぐにアパートへ。既に日数がたっており、死体検案後、東京の火葬場へ。その火葬場に不動産業者が押しかけて、家賃補償5年分（600万円）とリフォーム費用（全面改修200万円）の請求。「今すぐに現金で...」と言われ、「手持ちがないので自宅に帰って送金する」という父親に対して、「今すぐ」と何度も脅した。</p> <p>カードローンで借りて手付けの現金を支払い、残りは自宅からの送金に納得してもらうのが大変だった。*支払済み</p>
1-2	2008年	東京	<p>東京で大学に通う息子がアパートで縊死。補修費（100万円）、近隣住民への精神的苦痛への慰謝料請求（30万×10件：300万円）、同じアパートの住人への家賃値下げの補助、お祓い料の請求。即金請求。*支払い済み</p> <p>さらに1ヵ月後、築27年のアパート建替費用（気持ちが悪くて誰も借りなくなるから）1億2千万円請求の文書が、弁護士を間にして裁判所から文書がきた。*裁判中</p>
1-3	2004年	山梨	<p>大学生の息子がアパートで自死。アパート修繕費150万円の即金請求。（支払済み）</p> <p>警察には「安いね、良心的な大家さんでよかったね」といわれた。</p>
1-4	2009年	神奈川	<p>大学生の息子がアパートで縊死。部屋の補修費（80万円）即金請求。2週間後に、アパートの一階に住む大家の家族5人への慰謝料請求（50万円×5人：250万円）。お祓い料（10万円）。*支払い済み</p>
1-5	2010年7月	名古屋	<p>長男が賃貸マンション7階のエレベーター前で縊死。父が連帯保証人。月額家賃7万5千円。</p> <p>管理会社から、エレベーター周辺の改修費用と7階の共有部分の蛍光灯を増やすための費用75万円請求され支払う。（見積書での請求）</p> <p>部屋のオーナーから、家賃補償費350万円の請求がきて支払う。（領収書無し）</p> <p>遺族の相談は支払い後にあり、「迷惑をかけたから仕方がないと思う」と。</p>
1-6	2010年	千葉	<p>弟が賃貸アパートで未遂、救急病院に搬送された後、亡くなる。</p> <p>不動産業者と家主から、家賃1年分の補償金の支払い請求があり支払う。50万円程度だから妥当だと、遺族である姉が判断（領収書なし）。</p>

No	時期	地域	概要
1-7	2008年9月	山形	娘が賃貸アパートの部屋で縊死。母が連帯保証人。 家主から「住んでいることにしてほしい」といわれて、家賃1年半分(6万円×18ヶ月=108万円)を支払う(領収書なし)。「迷惑をかけたからしかない」という遺族。
1-8	2004年	山梨	息子が賃貸アパートの部屋で縊死。1DK。学生向け。父が連帯保証人。 4日後、家賃補償無しの部屋の改修費用150万円支払う。(見積書なしの概算請求)
1-9	2007年11月	福島	娘が賃貸アパート2階で縊死。下の1階が家主の住まい。改修費用50万円(見積もり請求)支払う、家主の家族5人に対して一人50万円の精神的慰謝料(50万円×5=250万円)支払う。(領収書なし) 遺族は「金を払って自死ということから離れたい」と。
1-10	2011年	福岡	母が賃貸アパートで縊死。息子に、2年分の家賃補償と改修費とお祓い料の請求。 司法書士に相談。家賃補償を1年にしてお祓い料金込みで30万円の支払い。
1-11	2011年	北海道	浴室での練炭自死。 大家からの請求136万4千円。祈祷料10万円、改装料10万円、浴室取替え費25万円、清掃料5万円、家賃補償86万4千円(1年分)。
1-12	20011年	神奈川	遺品撤去と清掃・薬品による消臭90万円(支払い済み)。領収書・明細書なし(請求している) 現状回復リフォーム見積もり金 269万6400円(内訳匂いが残っている風呂の取替え:805,350円、トイレ・台所給湯器・壁紙・土台総取替え・クレーターの取替え他)家賃補償:家賃半額の2年分(2万9千円×24=69万6千円)。 請求金額4,292,000円

2. 不動産売買

	問題点と提起		自死の生じた不動産の売買契約では、自死の生じたことを告知しなければ、法律で告知義務が課せられているわけではないが、民・民の契約違反として、損害賠償責任が追及されかねない。また、大幅な安価売却を強いられる。告知義務は賃貸住宅も同様(ただし、一度借り手がつくと以後は問われない)だが、プライバシー侵害ではないか。 賃貸借契約と同様、立法や裁判外紛争解決手段の設置が必要である。
2-1	2003年	千葉	父親が自宅で縊死。 自宅を解体。更地にしての売買の際に不動産会社に自死の報告とともに、通常の半額での売買契約を要求された。*半額で売却済み

3. 生命保険

問題点と提起			<p>自死に対する法律の考え方は「自由な意思決定に基づく行為」である。そのため、被保険者が自死した場合、保険法 51 条 1 号では保険会社が保険給付を行う責任を負わないと定めている。ただし、保険会社は約款において一定の免責期間（2～3年）を定め、その期間内に自死が行われた場合には、保険給付を行わない契約となっている。これに対して、遺族等保険金請求者が、自死が「自由な意思決定ができない状態」であったことを立証するのは極めて困難である。</p> <p>そこで、保険会社が自死を理由に免責を主張する場合、自由な意思決定に基づく自死であることの立証責任を負うことを趣旨とする立法措置を求める。</p>
3-1	2005 年 9 月	長野	<p>夫が自死。住宅ローンと共に契約した生命保険の死亡保険金が「故意の死」という判断で支払れず、ローン会社から一括支払い請求。</p> <p>*地裁で敗訴：公務災害認定訴訟で勝訴にもかかわらず。</p>
3-2	2008 年	宮城	<p>夫が縊死。保険会社に勧められて生命保険（7年かけていた）の契約内容を変え再契約して2年後に夫が自死。</p> <p>生命保険も「年数が足りない」からと支払い対象にはならず、新築自宅の住宅ローン（ローンの借り換えを、銀行に勧められて）が支払えず、2人の学童を抱えて新築の家を手放し、遺族年金も10ヶ月間不足（一時金23万円の支払いのみ）のため無しになり、狭いアパートで3人女性が道路工事関連の力仕事に従事。（生活保護世帯への差別の目があり、子供たちに学校で肩身の狭い思いをさせたくないとの想いで朝から晩まで働いている）</p>

4. 自賠償保険

問題点と提起			<p>自死は自賠償保険の適用外とされている。一方、厚労省は自殺未遂の健康保険適用について、精神疾患がある場合は保険適用を認める通達を出している。</p> <p>自賠償保険においては、生命保険での上記提起と同様の立法措置を求める。</p>
4-1	2009 年 6 月	宮城	<p>息子が車で営業車に激突。自死は自賠償保険・対物保険の対象外といわれ、家族に損害賠償請求（営業車の補修費、営業補償、相手への補償金など）。</p> <p>*調停により、分割支払中</p>

5. 死体検案料

問題点と提起			<p>自死に限らず、自宅で亡くなり特に持病で主治医がいない場合、死因を明らかにするため監察医が検案を行う。この料金は自治体や遺体の状況等によって異なり、即金支払いが求められる。料金設定も不透明である。遺族負担は全国一律であるべき。</p>
5-1	2006 年 5 月	宮城	<p>息子が夜中に縊死。病院に駆けつけた遺族に、死体検案料13万7千円を即金払いで請求。「払わなければ遺体引取りはできない」といわれる。*支払済み</p>
5-2	2009 年	宮城	<p>祖母が首をつり救急病院に。</p> <p>夜中、駆けつけた遺族に、死体検案料13万円の即金払いを請求された。*支払済み</p>

6. いじめ自死

6-1	2009年	青森	<p>高校生の娘が「いじめ」を苦しんで自死。県教育委員会の報告書には「高校生の自死0（ゼロ）と記されていた。</p> <p>遺族の真実を知りたいという思いは、個人情報保護法のもとに拒否。訴訟に至るが地元弁護士は引き受けない。教育関係機関を相手にする裁判の弁護を受けると、地元での仕事に支障がでるとの理由（弁護士の親族も含めて）。地元紙には、被告の首長の「断固闘う」とのコメント。</p> <p>自死した子供の葬儀に参列した学校関係者が、教え子の遺体を前にして親に言った言葉。</p> <p>「子供を甘やかして育てたのではないですか」「夫婦仲が悪かったのでは」「叱ったことが無いんですね」「これで私は出世コースから外れてしまいます」</p> <p>マスコミには「他の子を苛めていたのに、自分がいじめられていたと勘違いして死んだ」と。</p>
-----	-------	----	---

7. 警察

7-1	2005年9月	宮城	庭の木に首をつった状態で発見。救急車と近くの交番に連絡、まだ暖かいのですぐに下ろして救急処置をしている家族に対して、警官が「現場をそのままにしないで下ろして、何をしてるんだ。罰せられるぞ！」と怒鳴った。
7-2	2008年	宮城	妻の縊死を発見した夫に、過度の事情聴取。通夜や葬儀中にも呼び出し。その回数10回以上。その都度、発見状況を説明させられて、トラウマになり入院。親戚にも殺人者扱いをされた。
7-3	2003年	千葉	娘と二人暮らしだった父親が自宅で自死。自宅での検死の後に、娘の目に入った父親の遺体は素っ裸。
7-4	2005年	鳥取	夫が自死。遺体は駐車場に置かれ、大きなビニールシートが掛けてあり、そこに人間がいるとは思わない扱いだっただ。
7-5		複数	<p>捜索願の窓口(複数事例)</p> <ul style="list-style-type: none"> * 自殺未遂経験を告げた両親に対して 「単なる行方不明くらいであなたのところには関われません」 * 妻が遺書を残して集団自殺の恐れがあるという夫に対して 「若い男と逃げたんじゃないの」 * 夫が会社にも出ていないことを告げた妻に対して 「借金でもあったの？」 * 朝の4時くらいにパジャマに裸足で出かけたと思われる娘の捜索の願いに対して 「警察犬は金が掛かるんだから、無理ですから」 * 帰宅時間が正確な夫が帰らず、メモ書きを発見して届けた妻に対して 「いなくなって2時間、3時間で騒ぎすぎですよ」

8. 病院

8-1	2006年12月	宮城	救急車で運ばれ、連絡をうけて駆けつけた家族に映った遺体は、台に乗せられ素っ裸で廊下に放置されていた。看護師は「下の売店で浴衣を買ってきてください」と。
-----	----------	----	---

9. 労働基準局・労働局

9-1	2005年	鳥取	<p>労災の結果を聞きに行った際。</p> <p>「どの人がその立場に置かれても自殺を選ぶ状況でないと、労災は認められません」。労災棄却後に再審査請求の申請に労働局へ行った際。</p> <p>「部下は上司の言う事を聞かなければならない」「再審査自体をした事がない」と。</p>
-----	-------	----	--

10. 過労自死遺族に対する行政の言葉(複数事例)

10-1		複数	<p>「死ぬくらい嫌な仕事なら辞めれば済む」</p> <p>「残業も休日出勤も皆がやっていることだから認められない」</p> <p>「勝手に働いて勝手に死んだ」</p> <p>「好きで自分で死んだ」</p> <p>「くたびれの死である」</p>
------	--	----	--

11. 支援者等の言葉(複数事例)

11-1		複数	<p>「自殺する人たちは低階層である」</p> <p>「自殺者の遺族は知識のない人たちである」</p> <p>「子供を自殺で亡くした親の悲しみはおぞましい悲しみである」</p>
------	--	----	--

12. 宗教

12-1	2009年	青森	息子が焼身自死。葬儀のための住職による供養を拒否され、別の寺でも断られ、キリスト教の教会での葬儀にした。
12-2	2005年7月	岩手	<p>息子が飛び降り。戒名の最後に「自戒」の文字。</p> <p>1年後、戒名から「自戒」を消してもらったが、さらに戒名料の請求。*支払い済み</p>